

海南市高齢者の医療費の助成に関する条例（平成17年海南市条例第99号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	海南市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	94-1：高齢者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	海南市高齢者の医療費の助成に関する条例（平成17年海南市条例第99号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		海南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年海南市条例第30号）別表第1 3の項 海南市高齢者の医療費の助成に関する条例（平成17年海南市条例第99号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第1条	海南市高齢者の医療費の助成に関する条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等）について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって（国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを）を目的とする。	（高齢者）に対し医療費の一部を助成することにより、（高齢者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ること）を目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		海南省老齡者の医療費の助成に関する条例（平成17年海南省条例第99号）、海南省老齡者の医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年海南省規則第79号）
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項12号	海南省老齡者の医療費の助成に関する条例第5条
②事務の内容	介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の負担割合の判定に関する事務	老齡者医療費の助成の受給資格の登録に係る事実についての判定に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項12号ハ	海南省老齡者の医療費の助成に関する条例施行規則第6条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項12号ニ	海南省老齡者の医療費の助成に関する条例施行規則第6条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項12号	海南省老齡者の医療費の助成に関する条例第9条
②事務の内容	介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の負担割合の判定に関する事務	老齡者医療費の助成の変更の届出に係る事実についての判定に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項12号ハ	海南省老齡者の医療費の助成に関する条例施行規則第10条、様式第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項12号ニ	海南省老齡者の医療費の助成に関する条例施行規則第10条、様式第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項14号	海南省老齡者の医療費の助成に関する条例第8条
②事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	老齡者医療費の助成の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項14号ハ	海南省老齡者の医療費の助成に関する条例第8条第1項、海南省老齡者の医療費の助成に関する条例施行規則第9条、様式第4号
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	海南省老齡者の医療費の助成に関する条例第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	老齡者医療費の助成の受給資格の登録に係る事実についての判定に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	海南省老齡者の医療費の助成に関する条例施行規則第6条第2項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齡者医療広域連合	医療保険者又は後期高齡者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	海南省老齡者の医療費の助成に関する条例施行規則第6条第2項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齡者医療広域連合	医療保険者又は後期高齡者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	海南省老齡者の医療費の助成に関する条例施行規則第6条第2項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齡者医療広域連合	医療保険者又は後期高齡者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	海南省老齡者の医療費の助成に関する条例施行規則第6条第2項第2号
-------	---------------------	----------------------------------

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	海南市高齢者の医療費の助成に関する条例施行規則第6条第2項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務5

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	海南市高齢者の医療費の助成に関する条例第9条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	高齢者医療費の助成の変更の届出に係る事実についての判定に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	海南市高齢者の医療費の助成に関する条例施行規則第10条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	海南市高齢者の医療費の助成に関する条例施行規則第10条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
---------------	-------------------------	-------------------------

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	海南市高齢者の医療費の助成に関する条例施行規則第10条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	海南市高齢者の医療費の助成に関する条例施行規則第10条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	海南市高齢者の医療費の助成に関する条例施行規則第10条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	高齢者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月18日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし

評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	